

事 務 連 絡
平成26年8月29日

各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御 中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課

文 部 科 学 省 生 涯 学 習 政 策 局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦
に係る書類の確認の徹底について（依頼）

平素より専修学校教育において御理解・御協力を頂き、ありがとうございます。

職業実践専門課程は、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けた専修学校の専門課程における先導的試行として、平成25年8月、「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（文部科学省告示第133号）」により創設され、平成25年度は、472校、1,373学科を認定しました。

職業実践専門課程の審査については、都道府県等からの推薦を経て、文部科学省において認定を行うという手順を取っていますが、今般、職業実践専門課程の認定に係る専修学校からの申請書類において、虚偽の記載が行われるという事態があったことが判明しました。（別添1）

文部科学省としては、かかる事態は誠に遺憾なことと考えており、当該課程の認定取消しに加え、同様の事案については、認定を取り消した日の翌年度から3年間は当該課程を職業実践専門課程として認定しないこととし、厳正に対処したところです。（別添2）

今後、このような事案が生じないように、各都道府県及び各都道府県教育委員会専修学校主管課にあっては、所管又は所轄の専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）に対して、国立大学法人担当課にあっては、その管下の専修学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課にあっては、所管の専修学校に対して、本事案について十分に周知するとともに、下記について、御対応いただくようお願いいたします。

記

1 職業実践専門課程の推薦に当たっては、書類の記載内容に誤り等がないか、必要に応じて専修学校から詳細な資料を求めること等により、事実関係を確認すること。

(確認方法の例)

- ・ 教育課程編成委員会等について、開催記録が簡素なために委員が実際に出席していたか明らかではない場合には、委員への旅費や謝金の支払いに関する書類等の提出を求め、委員の出席を確認する。
- ・ 企業等と連携した実習・演習等について、学則等の記載からは企業等との連携が明らかではない場合には、実習に使用した書類や学生の成績評価に関する書類の提出を求め、企業等と連携した実習・演習等が実際に行われていることを確認する。

2 職業実践専門課程の認定課程について、各認定要件を満たしていることを今年度の職業実践専門課程の推薦期限（平成26年11月30日）までに確認すること。また、専修学校により公開されている情報が最新のものであり、かつ、内容に誤りがないこと等について、来年度以降も確認するよう努めること。

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係
TEL 03-5253-4111(内線：2939)
E-Mail syosensy@mext.go.jp



平成26年8月29日

学校法人北陸学園 北陸食育フードカレッジ及び北陸福祉保育専門学院の 職業実践専門課程の認定取消しについて

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）（以下「認定規程」という。）第二条の規定に基づき平成26年3月31日付けで認定をした、学校法人北陸学園の北陸食育フードカレッジ及び北陸福祉保育専門学院の職業実践専門課程について、認定を取り消しましたので、お知らせします。

1. 職業実践専門課程の認定を取り消す学科及び理由

認定を取り消す学科					認定を取り消す理由
都道府県	専修学校名	課程名（学科名）	昼夜の別	修業年限	
新潟県	北陸食育フードカレッジ	衛生専門課程 管理栄養士学科（4年制）	昼間	四年	認定に係る専修学校からの申請書類において虚偽の記載がなされていたとして、新潟県より推薦の取消しが行われ、認定規程第二条第三号の要件に該当していなかったことが判明したため。
		衛生専門課程 製菓・製パン専攻学科（2年制）	昼間	二年	
		衛生専門課程 調理専攻学科（2年制）	昼間	二年	
		衛生専門課程 フードマイスター学科（2年制）	昼間	二年	
	北陸福祉保育専門学院	教育・社会福祉専門課程 介護福祉学科	昼間	二年	
		教育・社会福祉専門課程 こども学科	昼間	二年	
		教育・社会福祉専門課程 大学提携こども未来学科	昼間	四年	
		教育・社会福祉専門課程 福祉保育学科	昼間	三年	

2. 問題の概要

平成26年3月31日付けで職業実践専門課程として認定された、北陸食育フードカレッジの衛生専門課程の管理栄養士学科(4年制)、製菓・製パン専攻学科(2年制)、調理専攻学科(2年制)、フードマイスター学科(2年制)の4学科及び、北陸福祉保育専門学院の教育・社会福祉専門課程の介護福祉学科、こども学科、大学提携こども未来学科、福祉保育学科の4学科(2校8学科)について、認定規程第二条第三号の要件(企業等と連携した実習・演習等の実施)に該当していないことが、文部科学省への情報提供及びそれに基づく新潟県による学校への事情聴取により判明しました。

申請書類では、8学科とも、企業と連携して現場実習を行ったこととしており、企業との協定書も提出されていましたが、実際には、このような実習は行われていませんでした。

3. 学校の概要

学校名 : 北陸食育フードカレッジ
設置年月日 : 昭和43年3月1日
所在地 : 新潟県長岡市福住1丁目5番25号
校長名 : 加藤聰介
設置学科 : ①調理専攻学科(80人)
②製菓・製パン専攻学科(80人)
③フードマイスター学科(80人)
④管理栄養士学科(160人)

学校名 : 北陸福祉保育専門学院
設置年月日 : 昭和61年1月28日
所在地 : 新潟県長岡市福住1丁目5番25号
校長名 : 加藤聰介
設置学科 : ①介護福祉学科(80人)
②子ども学科(100人)
③子ども未来学科(160人)
④福祉保育学科(120人)

() 内は生徒定員。

4. 認定の取消し等

平成26年8月25日付けで、新潟県より文部科学省に対し、当該8学科について推薦を取り消す旨通知があったことを踏まえ、文部科学大臣が、平成26年8月29日付けで、職業実践専門課程としての認定を認定時(平成26年3月31日)に遡って取り消しました。

また、当該認定に係る学校からの申請書類において虚偽の記載が行われていたため、

今回認定を取り消した8学科については、平成29年度末までの間は、職業実践専門課程として認定しないこととします（同様の事案については、認定を取り消した日の翌年度から3年間は職業実践専門課程として認定しないこととします。）

5. 今後の対応について（再発防止に向けて）

文部科学省としては、都道府県を通じ、学校に対して本件事案を十分に周知するとともに、都道府県に対し、職業実践専門課程の推薦に当たって、書類の記載内容に誤り等がないか、必要に応じて専修学校から詳細な資料を求めること等により、事実関係を確認することを依頼しました。

あわせて、職業実践専門課程の認定課程について、専修学校により公開されている情報が最新のものであり、かつ、内容に誤りがないこと等について確認するよう努めることを依頼しています。

また、今後開催予定の職業実践専門課程に関する説明会等を通じ、申請予定の学校に対して本件事案の周知を徹底してまいります。

<担当>生涯学習局生涯学習推進課専修学校教育振興室
室長 白鳥綱重
専修学校第一係 春田鳩磨、江森俊太
電話： 03-5253-4111（代表）（内線 2939）

(参考) 職業実践専門課程の概要

①認定要件について

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）

第二条 文部科学大臣は、専修学校専門課程であって、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、職業実践専門課程として認定することができる。

- 一 修業年限が二年以上であること。
- 二 専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- 三 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること。
- 四 総授業時数が1700単位時間以上又は総単位数が62単位以上であること。
- 五 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。
- 六 学校教育法施行規則第百八十九条において準用する同規則第六十七条に定める評価を行い、その結果を公表していること。
- 七 前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。
- 八 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

②認定状況について

今回の2校8学科の認定取消し後の職業実践専門課程の認定状況は以下のとおり。

認定学校数：470校

認定学科数：1,365学科

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項

平成 25 年 8 月 30 日

文 部 科 学 省

生 涯 学 習 政 策 局

(最終改正 平成 26 年 8 月 20 日)

1 趣旨

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(平成 25 年 8 月 30 日 文部科学省告示第 133 号)」に基づく職業実践専門課程の認定に関しては、本実施要項の定めるところによるものとします。

2 目的

専修学校の専門課程(以下「専修学校専門課程」という。)であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの(以下「職業実践専門課程」という。)を文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校専門課程における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的とします。

3 職業実践専門課程の要件

職業実践専門課程として文部科学大臣が認定するための要件は次のとおりとします。

- (1) 修業年限が 2 年以上であること。
- (2) 専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。

(趣旨)

本要件は、専攻分野に関し、生徒の就業先の業界における人材の専門性に関する動向、国又は地域の産業振興の方向性、新産業の成長に伴い新たに必要となる実務に関する知識・技術・技能などを十分に把握・分析した上で、当該専修学校専門課程の教育を施すにふさわしい教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。以下同じ。)を行うなど、企業等の要請等を十分にいかしつつ実践的かつ専門的な職業教育を主体的に実施していることを求めるものです。

なお、本告示における「企業等」とは、専攻分野に関して、実務に関する知識・技術・技能などについて知見のある企業、関係施設、業界団体(業界別団体、全国又は地域の経済団体等)、教員の専門性の維持・向上を目的とした研修等を行う職能団体(資格者団体、養成施設協会等)、関連学会や学術機関、国又は地域の地方公共団体等の関係部局等を指します。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 企業等との連携体制を確保して、当該専修学校専門課程の教育課程の編成を行うため、当該専修学校専門課程の教職員及び企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会や会議（以下「教育課程編成委員会等」という。）を設置していること。
 - ② 教育課程編成委員会等を少なくとも年2回以上開催していること。
 - ③ 教育課程編成委員会等の意見を活用して、教育課程の編成を行っていること。
- (3) 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業（以下「実習・演習等」という。）を行っていること。

(趣旨)

本要件は、企業等の要請等を十分にいかしつつ当該専修学校専門課程の専攻分野に関する職業に必要となる実践的かつ専門的な能力を育成するため、企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 企業等と協定書等（覚書や契約書等を含む。以下同じ。）や講師契約等を締結して実習・演習等を行っていること。
 - ② 実習・演習等の実施に加え、授業内容や方法及び生徒の学修成果の評価について企業等と連携していること。
 - ③ 学修成果の評価や単位認定にあたり、生徒が修得した技能を含む実践的かつ専門的な能力について評価を行っていること。
- (4) 全課程の修了に必要な総授業時数が1700単位時間以上又は総単位数が62単位以上であること。
- (5) 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。

(趣旨)

本要件は、専攻分野における実務を当該専修学校専門課程の教育内容や方法に反映した教育活動を実践するため、企業等と連携して、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能並びに、授業及び生徒に対する指導力等の修得・向上を目的とする組織的な研修を行うことを求めるものです。

(内容)

具体的には、教員の業務経歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、以下の両方の要件を満たしていること。

- ① 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させていること。
- ② 企業等と連携して、教員に対し、授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させていること。

- (6) 学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を公表していること。
- (7) 前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。

(趣旨)

本要件は、「専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月文部科学省策定)」を踏まえ、学校の教育活動その他の学校運営の状況について学校自らが評価を行う「自己評価」はもとより、企業等の役員又は職員が学校関係者として評価に参画し、自己評価の結果を評価することを基本として行う「学校関係者評価」の実施及び公表を行うとともに、その評価結果を踏まえた教育活動その他の学校運営の改善に取り組んでいることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 学校関係者評価を行うため、企業等の役員又は職員その他必要な委員（保護者、卒業生等）により組織される委員会（以下「学校関係者評価委員会」という。）を設置していること。
 - ② 「専修学校における学校評価ガイドライン（平成25年3月文部科学省策定）」で掲げられた項目（教育理念・目的・人材育成像、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守等）について評価を行っていること。
 - ③ 学校関係者評価の評価結果について、ホームページ、刊行物等への掲載などの方法により広く社会に公表していること。
- (8) 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

(趣旨)

本要件は、企業等の関係者が当該専修学校専門課程全般について理解を深めるとともに、当該企業等の関係者との連携及び協力の推進に資するため、当該専修学校専門課程の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供し、説明する等の取組を行っていることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン（平成25年3月文部科学省策定）」で掲げられた項目（学校の概要、目標及び計画、各学科等の教育、教職員、キャリア教育・実践的職業教育、様々な教育活動・教育環境、学生の生活支援、学生納付金・修学支援、学校の財務、学校評価等）について情報提供を行っていること。
- ② ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、広報誌等の刊行物への掲載などを通じて恒常的に情報提供を行っていること。

4 手続

- (1) 文部科学大臣は、私立の専修学校にあっては都道府県知事、公立の専修学校にあっては都道府県教育委員会、国立大学法人の置く専修学校にあっては国立大学法人学長（以下「都道府県知事等」という。）の推薦に基づき、上記3の要件を満たすと認めた専修学校専門課程を官報で告示します。
- (2) 都道府県知事等は、上記3の要件を満たす専修学校専門課程を別紙様式1から別紙様式4により文部科学大臣宛推薦願います。
- (3) 文部科学大臣の告示は、毎年度、原則として2月に行うものとし、都道府県知事等は、毎年度、11月30日までに文部科学大臣宛推薦願います。
- (4) 都道府県知事等は、告示された専修学校専門課程について、名称等に変更があったときは、別紙様式5により文部科学大臣宛届出願います。
- (5) 都道府県知事等は、告示された専修学校専門課程が廃止されたとき又は上記3の要件に適合しなくなったときは、別紙様式6又は別紙様式7により文部科学大臣宛届出願います。
- (6) 文部科学大臣は、告示した専修学校専門課程について、名称に変更があったとき、又は当該専修学校専門課程が廃止され若しくは上記3の要件に適合しなくなったと認めて当該認定を取り消したときは、その旨を官報で告示します。

別紙様式1	職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦について
別紙様式2	授業科目等の概要
別紙様式3-1	実習・演習等において連携する企業等一覧
別紙様式3-2	企業等と連携した実習・演習等
別紙様式4	職業実践専門課程の基本情報
別紙様式5	職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の名称等変更について
別紙様式6	職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の廃止について
別紙様式7	職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の要件の不適合について

5 適用時期等

- (1) 文部科学大臣が上記3の要件を満たす専修学校専門課程として認定した旨告示された日の次年度の始期以後、当該専修学校専門課程について、職業実践専門課程と称することができることとします。
- (2) 卒業証書等の表記において、例えば、以下のように記載することができることとします。
(例) 職業実践専門課程（平成〇年文部科学省告示第〇号） 工業専門課程〇〇学科
また、専門士、高度専門士を称する場合は、（ ）書きで修了した分野の専門課程名を付記することとします。
(例) 職業実践専門課程（平成〇年文部科学省告示第〇号） 専門士（工業専門課程）〇〇学科

- (3) 専修学校専門課程は、初めて当該課程の修了者が出た年度の次年度より、推薦の対象となります。
- (4) 職業実践専門課程として認定された専修学校専門課程は、原則として学校のホームページに別紙様式4を掲載し、情報提供するものとします。ただし、ホームページがない場合には、企業等、卒業生、保護者、地域住民等に対し、広報誌等の刊行物等により、別紙様式4の情報について広く情報提供を行うものとします。

6 その他

文部科学大臣は、推薦された専修学校専門課程について、職業実践専門課程の認定に係る書類等において偽りその他不正な行為があったものであって、認定を取り消した日の翌年度から起算して3年間を経過していないものである場合には、職業実践専門課程として認定しないものとします。

7 留意事項

告示された職業実践専門課程について、名称に変更があったとき、廃止されたとき又は上記3の要件に適合しなくなったときは、遅滞なく所要の手续をお取り願います。

8 附則（平成26年6月12日）

この実施要項は、平成26年6月12日から施行します。

附則（平成26年8月20日）

この実施要項は、平成26年8月20日から施行します。